



佐賀県公報

平成17年
3月31日
(木曜日)
号外第14号

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この規程は、職員の勤務能率の発揮及び増進を図るため、研修の実施について必要な事項を定めるものとする。

(研修の目的)

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目 次

○ 訓令甲

◎佐賀県職員研修規程

(十四・統括本部) 一

● 佐賀県訓令甲第十四号

本
現 地 機 関 庁
労働委員会事務局

佐賀県職員研修規程を次のように定める。
平成十七年三月三十一日

佐賀県知事 古川康

(職員の責務)

第三条 所属長は、職員の育成が重要な職務であることを認識し、職員に対して、研修への取組を促すなど、その育成のために必要な指導又は支援を行うものとする。

第二条 所属長及び佐賀県職員研修所長（以下「所長」という。）は、相互に緊密な連携を図り、一体となつて研修の成果が上がるよう努めなければならない。

目次

- 第一章 総則（第一条—第七条）
- 第二章 自己啓発（第八条—第十一条）
- 第三章 研修所研修（第十二条—第二十条）
- 第四章 部局研修（第二十一条—第二十三条）
- 第五章 職場研修（第二十四条—第三十二条）
- 第六章 派遣研修（第三十三条）
- 第七章 佐賀県職員研修委員会（第三十四条—第三十六条）
- 第八章 雜則（第三十七条—第四十条）

附則

（研修基本計画）

第六条 所長は、所属長と連携し、計画的かつ効果的な研修を実施するため、毎年度、研修基本計画を作成しなければならない。

- 2 前項の研修基本計画の作成に当たつて、所長は、すべての職員に研修の機会を与えるように計画するものとする。

(研修事業サイクルの確立)

第七条 所属長及び所長は、研修の企画、実施した研修の評価及び評価に基づく研修の見直しという研修事業サイクルを確立し、研修の効果が上がるよう努めなければならない。

第二章 自己啓発

(自己啓発の実施)

第八条 職員は、職務を遂行するために必要な知識、技能、態度等を十分に認識し、その習得に自ら意欲的に取り組むものとする。

(管理監督者の責務)

第九条 管理監督者は、自ら率先して自己啓発に取り組むとともに、職員に対して自己啓発を積極的に奨励し、支援しなければならない。

(所属長の責務)

第十条 所属長は、職員が自己啓発に取り組みやすくするため、学ぶ職場風土づくりに努めなければならない。

(自己啓発の援助等)

第十一条 所長は、職員の自己啓発を推進するため、特に必要があると認めるときは、職員に対して援助又は指導を行うことができる。

(自己啓発の援助等)

第三章 研修所研修

(研修所研修の実施)

第十二条 研修所研修は、職員に職務遂行上共通して必要な知識、技能、態度等を習得させることを目的として、所長が実施する。

(所長の責務)

第十三条 所長は、研修の目的を明確にし、研修の成果が上がるよう計画的な

研修所研修の実施に努めなければならない。

(研修生の指名)

第十四条 研修所研修を受ける者（以下「研修生」という。）は、所長が職員の中から指名するものとする。この場合において、所長は、職員の受講希望、本部、出納局及び労働委員会事務局（以下「本部等」という。）の長（以下「部局長」という。）又は所属長の推薦等を勘案して、指名するものとする。

2 部局長又は所属長は、特別の理由があるため、指名された職員を研修所研修に参加させることができないときは、所長の承認を得なければならない。

(所属長の責務)

第十五条 所属長は、研修生が研修所研修に専念することができるよう配慮しなければならない。

(研修生の研修専念義務)

第十六条 研修生は、研修期間中は所長の指示に従い、研修に専念しなければならない。

(研修効果の測定)

第十七条 所長は、研修所研修の期間中又は終了後において、研修生に対し研修効果の測定を行ふものとする。

2 所長は、研修所研修の修了後、一定期間経過した後において、所属長に対し研修生の研修効果についての報告を求めることができる。

(受講の停止)

第十八条 所長は、研修生が次の各号のいずれかに該当するときは、研修受講の停止を命ずることができる。

- 一 正當な理由がなく受講を怠つたとき。
- 二 受講秩序を乱し、改しゆんの見込みがないとき。
- 三 負傷又は疾病のため受講できないと認められるとき。
- 四 その他受講させることが適当ないと認められるとき。

(研修の記録)

第十九条 所長は、職員の研修所研修の状況を明らかにする記録を整理し、保存しなければならない。ただし、その必要を認めない研修所研修については、この限りでない。

(研修結果の報告)

第二十条 所長は、必要があると認めるときは、研修生の研修結果を知事に報告するとともに、必要な事項を部局長又は所属長に通知するものとする。

第四章 部局研修

(部局研修の実施)

第二十一条 部局研修は、職員に本部等の業務を遂行するために必要な知識、技能等を習得させることを目的として、当該業務を所管する部局長（以下「所管部局長」という。）が実施する。

(所管部局長の責務)

第二十二条 所管部局長は、あらかじめ実施しようとする部局研修について計画を作成し、責任をもって実施しなければならない。

- 2 所管部局長は、当該年度の部局研修実施計画及び前年度の部局研修の実施結果を毎年四月末日までに、所長に報告しなければならない。

(部局研修の推進)

第二十三条 所長は、部局研修を推進するため、所管部局長に対し協力及び支援を行うものとする。

第五章 職場研修

(職場研修)

第二十四条 職場研修は、職場内において日常の職務を通じ、若しくは職務に関連させて、職員にその職務の遂行に必要な知識、技能、態度等を習得させることを目的とし、次の区分により実施する。

- 一 個別研修 職員個人を対象として行う研修
- 二 集団研修 職場単位で複数の職員を対象として行う研修

(個別研修の実施)

第二十五条 個別研修は、管理監督者が実施する。

(管理監督者の責務)

第二十六条 管理監督者は、職員に対する個別研修が重要な職務であることを認識し、個々の職員に応じた個別研修を計画的に実施しなければならない。

(所属長の責務)

第二十七条 所属長は、個別研修が職場内において確實かつ円滑に実施されるよう管理監督者に対して、必要な指導及び支援を行うとともに、学ぶ職場風土づくりに努めなければならない。

(集団研修の実施)

第二十八条 集団研修は、所属長が実施する。

(推進員の設置)

第二十九条 集団研修を確実かつ円滑に実施するため、職場研修推進員（以下「推進員」という。）を置く。

2 推進員は、本庁にあつては副課長、現地機関にあつては総務課長又はこれに相当する職にある者の中から所属長が指名する。

(所属長の責務)

第三十条 所属長は、集団研修の実施方針を定め、推進員をして具体的な計画

の作成及び実施に当たらせるとともに、集団研修についての責任を負うものとする。

- 2 所属長は、当該年度の集団研修実施計画及び前年度の集団研修の実施結果を毎年四月末日までに、所長に報告しなければならない。

(推進員の責務)

第三十一条 推進員は、所属長の指示に基づき、集団研修実施計画を作成し、計画的に集団研修を実施するものとする。

(職場研修の推進)

第三十二条 所長は、職場研修を推進するため、次の職務を行いうるものとする。

二 職場研修の実施に必要な資料の作成
三 職場研修の指導者の養成

四 職場研修の実施状況の分析

第六章 派遣研修

(派遣研修の実施)

第三十三条 派遣研修は、職務を遂行するために必要な高度な知識及び技能を習得させることを目的として、職員を国、他の地方公共団体、学校その他の教育研究機関若しくは企業又は海外の自治体等に派遣し、及び実施する。

2 派遣研修の実施については、別に定める。

第七章 佐賀県職員研修委員会

(設置等)

第三十四条 研修を円滑かつ効果的に行うため、佐賀県職員研修委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、研修に関する基本方針、計画その他的重要事項について審議する。

(組織及び運営)

第三十五条 委員会の組織及び運営に関しては、別に定める。

(庶務)

第三十六条 委員会の庶務は、佐賀県職員研修所において処理する。

第八章 雜則

(研修の受託等)

第三十七条 知事は、委託を受けて、知事の事務部局及び労働委員会事務局以外の機関に勤務する職員並びに市町村職員の研修を実施し、又はこれらの職員を第十二条、第二十一条及び第三十三条に規定する研修に参加させることができる。

(調査等)

所属長及び職員に対し必要な調査を行い、又は報告書若しくは意見書の提出を求めることができる。

(研修担当者)

第三十九条 所属長は、職員を効果的に研修に参加させるため、本庁にあっては副課長、現地機関にあつては総務課長又はこれに相当する職にある者のうちから研修担当者を定めて、次に掲げる事務を所掌させるものとする。

- 一 研修の受講対象者の把握事務
- 二 研修実施機関との連絡調整事務
- 三 その他研修に関し必要な事務

(補則)

第四十条 この規程に定めるもののほか、研修に関し必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成十七年四月一日から施行する。